

○古河市地域生活支援拠点事業実施要綱

令和5年3月30日

告示第70号

(趣旨)

第1条 この告示は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第87条第1項に規定する障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号）に基づき、障がい者及び障がい児（以下「障がい者等」という。）の重度化及び高齢化並びに親亡き後に備え、障がい者等の地域生活を推進することを目的とした地域生活支援拠点事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、古河市とし、次条第2項の規定により登録する事業所と協働して実施するものとする。ただし、市長は、適切な運営が確保できると認められる社会福祉法人等に対し、古河市が実施する業務の一部又は全部を委託することができる。

(地域生活支援拠点の整備)

第3条 市長は、次に掲げる機能の充実を図るため、当該機能を担う地域生活拠点（地域生活支援拠点等の整備促進について（平成29年7月7日障障発第0707第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部福祉課長通知）に定める地域生活支援拠点等のうち、居住支援のための機能を備えた複数の事業所及び機関による面的な体制をいう。以下同じ。）を整備する。

- (1) 相談 障がい者等からの相談に応じる機能をいう。
- (2) 緊急時の受入れ及び対応 短期入所を活用した緊急受入体制を確保し、障がい者等の介護を行う者の疾病時又は障がい者等の緊急時の受入れ等を行う機能をいう。
- (3) 体験の機会又は場の提供 地域移行支援、親元からの自立等に当たり、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用又は一人暮らしの体験の

機会若しくは場を提供する機能をいう。

(4) 専門的人材の確保及び養成 専門的な対応の体制確保及び専門的な人材の養成を行う機能をいう。

(5) 地域の体制づくり 障がい者等の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保、指定事業者間のネットワーク構築等の社会資源の連携体制の構築等を行う機能をいう。

2 市長は、地域生活支援拠点として前項各号に規定する機能の全部又は一部を地域において担う事業（以下「拠点事業」という。）を実施する事業所を登録するものとする。

3 地域生活支援拠点は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）に基づき、拠点事業を実施するものとする。

（対象者）

第4条 拠点事業の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者で、その者又はその者の保護者が市内に居住地（居住地を有しないとき、又は明らかでないときは、現在地とする。以下同じ。）を有する者とする。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者

(2) 身体障害者福祉法第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けた児童

(3) 県から療育手帳の交付を受けた者又は療育手帳の交付を受けていない児童で、早期の療育が必要と市長が判断した者

(4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第5条に規定する精神障害者

2 前項に規定する者のほか、同項各号のいずれかに該当する者で、障害者総合支援法第19条第3項に規定する特定施設入所障害者であって同項に規定する特定施設への入所前に有した居住地（同項に規定する継続入所障害者にあつては、最初に入所した特定施設への入所前に有した居住地とする。

以下「住所地特例地」という。)が市内である者は、拠点事業の対象とする。

3 第1項の規定にかかわらず、住所地特例地が他の市区町村の区域内である者は、拠点事業の対象としない。

4 前3項の規定にかかわらず、第1項に規定する要件に該当する者の保護者、家族等であって、拠点事業の機能に応じ、特に市長が拠点事業の対象者として認める場合は、その者を対象者とする。

(事業所の登録)

第5条 拠点事業を実施しようとする事業者は、当該拠点事業を実施しようとする事業所ごとに、地域生活支援拠点事業所登録申請書(様式第1号)に次項に規定する要件を満たしていることを証する書類の写しを添えて、市長に申請しなければならない。

2 前項の申請の対象となる事業所は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第177号)第6条に規定する運営規程に、拠点事業を実施する事業所である旨を規定し、かつ、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

(1) 障害者総合支援法第36条第1項に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定又は実施事業所が障害者総合支援法第38条第1項に基づく指定障害者支援施設の指定を受けている者

(2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の15第1項に基づく指定障害児通所支援事業者の指定又は実施事業所が同法第24条の9第1項に基づく指定障害児入所施設の指定を受けている者

(3) 障害者総合支援法第51条の20第1項に基づく指定相談支援事業者の指定又は児童福祉法第24条の28第1項に基づく指定障害児相談支援事業者の指定を受けている者

3 市長は、第1項の申請を受けたときは、速やかに登録の可否を決定し、地域生活支援拠点事業所登録(不登録)決定通知書(様式第2号)により、当該申請者に通知するものとする。

(登録内容の変更)

第6条 前条第3項の規定による登録を受けた事業者（以下「登録事業者」という。）は、登録を受けた事業所（以下「登録事業所」という。）の内容に変更が生じたときは、速やかに地域生活支援拠点事業所登録変更届出書（様式第3号）により市長に届け出なければならない。

(登録事業所の廃止等)

第7条 登録事業者は、登録事業所を廃止又は休止若しくは再開するときは、その1月前までに地域生活支援拠点事業所廃止・休止・再開届出書（様式第4号）により市長に届け出なければならない。

(登録の取消し)

第8条 市長は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第3項の規定による登録を取り消すことができる。

- (1) 前条の規定による廃止の届出があったとき。
- (2) 第5条第2項に定める要件に該当しなくなったとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により、登録を受けたとき。
- (4) その他市長が登録事業者として適当でないと認めるとき。

2 市長は、前項の規定により登録を取り消したときは、登録取消通知書（様式第5号）により通知するものとする。

(調査等)

第9条 市長は、登録事業者に対し、必要に応じて登録事業所における拠点事業の運営状況等の報告を求め、調査を実施することができる。

(遵守事項)

第10条 登録事業者は、拠点事業の記録、経理に関する帳簿等必要な書類を備え、5年間保存しなければならない。

2 拠点事業の業務に従事する者は、職務上知り得た障がい者等に関する情報を漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

(補則)

第11条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

地域生活支援拠点事業所登録申請書

年 月 日

古河市長 宛て

申請者 所在地
 (設置者) 名称
 代表者
 電話番号

古河市地域生活支援拠点事業実施要綱第5条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

申請者 (設置者)	事業者名				
	所在地	(〒 -)			
	連絡先	電話番号		FAX番号	
		メールアドレス			
申請事業所	事業所名				
	所在地	(〒 -)			
	事業所番号				
	事業所種別				
	事業所連絡先	電話番号		FAX番号	
		メールアドレス			
	拠点事業として担う業務	<input type="checkbox"/> 相談 <input type="checkbox"/> 緊急時の受入れ及び対応 <input type="checkbox"/> 体験の機会又は場の提供 <input type="checkbox"/> 専門的人材の確保及び養成 <input type="checkbox"/> 地域の体制づくり			
開始予定年月日	年 月 日				

様式第2号（第5条関係）

地域生活支援拠点事業所登録（不登録）決定通知書

第 号
年 月 日

様

古河市長



年 月 日付で申請のあった事業所の登録については、次のおり決定したので、古河市地域生活支援拠点事業実施要綱第5条第3項の規定により通知します。

1 登録する。

事業所名	
所在地	(〒 -)
事業所番号	
事業所種別	
拠点事業として担う業務	<input type="checkbox"/> 相談 <input type="checkbox"/> 緊急時の受入れ及び対応 <input type="checkbox"/> 体験の機会又は場の提供 <input type="checkbox"/> 専門的人材の確保及び養成 <input type="checkbox"/> 地域の体制づくり
登録年月日	年 月 日
備考	

2 登録しない。

理由

様式第3号（第6条関係）

地域生活支援拠点事業所登録変更届出書

年 月 日

古河市長 宛て

届出者 所在地
 (設置者) 名称
 代表者
 電話番号

古河市地域生活支援拠点事業実施要綱第6条の規定により、次のとおり登録内容を変更したので届け出ます。

登録内容を変更した事業所	事業所名	(〒 -)
	所在地	
	事業所番号	
	事業所種別	
変更事項		変更内容
1	申請者（設置者）の名称	(変更前)
2	申請者（設置者）の主たる事業所の所在地、連絡先	
3	代表者の職・氏名、所在地	
4	事業所名	(変更後)
5	事業所所在地、連絡先	
6	その他	
変更年月日		年 月 日

様式第4号（第7条関係）

地域生活支援拠点事業所廃止・休止・再開届出書

年 月 日

古河市長 宛て

届出者 所在地
(設置者) 名称
代表者
電話番号

古河市地域生活支援拠点事業実施要綱第7条の規定により、次のとおり
廃止・休止・再開したいので届け出ます。

廃止・休止・再開 する事業所	事業所名	
	所在地	(〒 -)
	事業所番号	
	事業所種別	
登録を受けた年月日		年 月 日
廃止・休止・再開する年月日		年 月 日
廃止・休止・再開する理由		
現に拠点事業にて受け入れている者に対する措置		
休止予定期間		年 月 日から 年 月 日まで

様式第5号（第8条関係）

登録取消通知書

第 年 月 日
年 月 日

様

古河市長



年 月 日付け 第 号で決定した事業所の登録については、次のとおり取り消しましたので、古河市地域生活支援拠点事業実施要綱第8条第2項の規定により通知します。

事業所名	
所在地	(〒 -)
事業所番号	
事業所種別	
取消年月日	年 月 日
取消しの理由	